

平成 24 年度 地域活性化総合特別区域評価書【準】

作成主体の名称： 札幌市

1 地域活性化総合特別区域の名称

札幌コンテンツ特区

2 総合特区計画の状況

①総合特区計画の概要

「アジアにおけるコンテンツ産業拠点都市の創造」を目標とし、札幌・北海道を舞台とした映像が多数制作され、それらの映像を多数流通させることで、撮影をはじめとする映像制作による経済効果の増大、映像輸出の増加、映像視聴者による観光誘客や物販などを促進し、他産業への波及も含めた地域の活性化を図る。

②総合特区計画の目指す目標

「世界が最も映像を撮りたい都市」を創り、札幌・北海道を舞台とした映像が多数撮影され、かつ札幌・北海道産の映像を多数流通させることで、ロケ地としての札幌を宣伝し、次のロケを誘引するとともに、映像を観た人が世界各地から訪れ観光をはじめとした多様な産業に波及する循環を創出し、地域全体が活性化することを目標とする。

③総合特区の指定時期及び総合特区計画の認定時期

平成 23 年 12 月 22 日指定

平成 24 年 6 月 28 日認定

3 目標に向けた取組の進捗に関する評価（別紙 1）

①評価指標及び留保条件

評価指標(1)：札幌におけるロケ撮影等映像制作の誘致・実施にともなう経済効果

数値目標(1)：(平成 22 年度) 10.6 億円⇒(平成 27 年度) 144 億円

[平成 24 年度実績 15.83 億円、進捗度 141%]

評価指標(2)：札幌の事業者が制作した映像の海外輸出額

数値目標(2)：(平成 22 年度) 0.2 億円⇒(平成 27 年度) 2.3 億円

[平成 24 年度実績 0.4 億円、進捗度 40%]

評価指標(3)：映像コンテンツ視聴者が観光に訪れることによる観光産業等への波及効果

数値目標(3)：札幌市への外国人宿泊者実人数

(平成 21 年度) 50 万人⇒(平成 27 年度) 115 万人

[平成 24 年度実績 62 万人、進捗度 83%]

②寄与度の考え方

該当なし

③総合特区として実現しようとする目標（数値目標を含む）の達成に、特区で実施する各事業が連携することにより与える効果及び道筋

札幌市における撮影環境の整備等を図るため、平成 24 年度にコンテンツ産業強化対策支援事業を活用して、リエゾンオフィサー制度（※）の調査研究を実施した。リエゾンオフィサー制度は平成 25 年 6 月中にも制定する予定であり、平成 25 年度中にリエゾンオフィサーの輩出を行う。

また、平成 24 年度に国際共同制作の促進に資する海外セミナーの実施、国際共同流通に資する海外商談会への出展を実施するとともに、札幌で、アジアの映像分野の政策担当者等を招聘した国際会議、日本の地域映像の促進を図るコンテンツマーケット、及び「Asian Film Commissions Network」と連携した共同人材ワークショップを実施することで、アジアとの連携強化に向けたネットワーク形成を行った。

今後、このネットワークを強化し、活用するとともに、道内他産業とのネットワーク及び他の国内地方都市とのネットワークを強化するための取組を展開し、札幌・北海道を中心として国内地方都市が一丸となって、地方都市の産業のブランド化と価格競争力の拡大を推進するための映像コンテンツの制作とアジアへの流通等に取り組んでいく。

こうした取組に加え、地域活性化総合特別区域通訳案内士育成等事業により輩出する通訳案内士にリエゾンオフィサーの資格を取得させることで、札幌・北海道へのインバウンド観光や道産品の PR を念頭に置いたアジアとの映像共同制作を効果的に実施することが可能となる。

※リエゾンオフィサー制度とは、各規制所管が円滑かつ迅速に撮影許可を出すことができる環境を整備するため、撮影現場の安全管理や撮影に係る総合調整等を行う者を札幌市長が公的に認定する制度。

④目標達成に向けた実施スケジュール（別紙 1-2）

リエゾンオフィサー制度及び札幌市所管施設を用いた撮影についても独自の規制緩和措置を平成 25 年 6 月中にも制定する予定である。

地域活性化総合特別区域通訳案内士については、平成 25 年度から輩出するとともに、地域活性化総合特別区域通訳案内士にリエゾンオフィサーの資格を取得させ、アジアとの映像共同制作を効果的に実施し、観光等他産業への波及に結び付けることで、特例措置の地域活性化に対する効果を高める。

更に、札幌・北海道の観光や産品の PR に資する映像制作を推進するためのファンドの早期の創設を目指し、平成 25 年度も引き続き制度検討を行う。

これまでの取組により構築した、映像産業におけるアジアの HUB としてのネットワークの一層の強化・活用を図るとともに、平成 25 年度には道内他産業とのネットワーク、国内地方都市とのネットワークを強化する施策を展開し、札幌・北海道を中心として国内地方都市が一丸となって、国内地方の産業のブランド化と価格競争力の拡大を図るための映像コンテ

ンツ制作とアジアへの流通等を目指す。

4 規制の特例措置を活用した事業等の実績及び自己評価（別紙2）

特定地域活性化事業：地域活性化総合特別区域通訳案内士育成等事業（通訳案内士法）

札幌コンテンツ特区が目指す映像を活用した地域の活性化を実現するためには、まず札幌市における撮影環境の整備を行うことが必要であったため、平成24年度はリエゾンオフィサー制度の検討に特化して事業を行った。リエゾンオフィサー制度の施行を踏まえて平成25年度から地域活性化総合特別区域通訳案内士の輩出を行い、映像のもたらず経済効果を地域経済に効率的に波及させていく。

一般地域活性化事業：

- ・ 道路交通法に基づく撮影に係る道路使用許可の迅速化
- ・ 国有財産法に基づく撮影に係る国有財産使用許可の迅速化
- ・ 河川法に基づく撮影に係る河川占用許可等の迅速化
- ・ 道路法に基づく撮影に係る道路占用許可の迅速化
- ・ 道路法に基づく撮影に係る特殊車両通行許可の迅速化
- ・ 空港で行われるX線検査によらない撮影済みフィルムの保安検査の確実な実施
- ・ 自然公園法に基づく撮影に係る国立公園等使用許可の迅速化

上記の項目については、国との協議により、現行法にて対応が可能であることが明らかとなった。

特に道路交通法に基づく撮影に係る道路使用許可の迅速化に関しては、協議の内容を踏まえた北海道警察との調整により、国内映画である「探偵はBARにいる2」の札幌市内での撮影に際し、車道等の一時的な通行止めを行うなど「国内他地域では撮ることのできない映像を札幌市内で撮ることができた。」との評価を得ている。

5 財政・税制・金融支援の活用実績及び自己評価（別紙3）

財政支援： コンテンツ産業強化対策支援事業

札幌市では、リエゾンオフィサー制度の調査研究及び札幌・北海道の観光や製品のPRに資する映像制作を推進するためのファンド創設に向けた調査を実施した。

また、海外との連携強化に向け、国際共同制作の促進に資する海外セミナーの実施、国際共同流通に資する海外商談会への出展を実施するとともに、札幌での映像分野の国際会議、コンテンツマーケット、国際共同人材ワークショップを実施し、札幌が映像産業におけるアジアのHUBとなるためのネットワークを構築することができた。

税制支援： 該当なし

金融支援（利子補給金）： 該当なし

6 地域独自の取組の状況及び自己評価（別紙4）

（地域における財政・税制・金融上の支援措置、規制緩和・強化等、体制強化、関連する民間の取組等）

札幌市役所内に特区推進担当課及び札幌市長を本部長とした全庁的な会議体「札幌コンテンツ特区推進本部」を設置。また民間の事業推進・運営主体として「札幌映像機構（SAS）」を設立。

札幌市所管施設を使用した撮影を促進する制度やリエゾンオフィサー制度は、平成25年6月中にも施行予定。

札幌市の助成制度「映像コンテンツ販路拡大事業」、「札幌市映像制作助成金」を、SASが構築したノウハウや人脈を活用し効果的に運用。

7 総合評価

平成24年度に実施した事業により、札幌コンテンツ特区の事業を推進する体制の構築、環境整備、国内外とのネットワーク構築が図られた。

今後は、数値目標達成に向けて映像コンテンツを活用した地域活性化の取組を推進するため、体制整備をより一層推進するとともに、地域活性化総合特別区域通訳案内士及びリエゾンオフィサーの輩出、地域活性化に資する映像制作を推進するファンドの創設、ファンドを核とする映像制作環境の整備を目指す。

また、アジアとの映像コンテンツ分野のネットワークをより一層強化・活用するとともに、道内他産業及び国内他地域とのネットワーク強化を推進していく。

■ 目標に向けた取組の進捗に関する評価

		当初(平成22年度)	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
数値目標(1) 10.6億円⇒144億円	目標値		11.23億円	11.87億円	18.87億円	144億円	
	実績値	10.6億円	15.83億円				
寄与度(※):-(%)	進捗度(%)		141%				
代替指標の考え方または定性的評価 ※数値目標の実績に代えて代替指標または定性的な評価を用いる場合							
評価指標(1) 札幌におけるロケ撮影等映像制作の誘致・実施にともなう経済効果	目標達成の考え方及び目標達成に向けた主な取組、関連事業	<p>本特区の政策課題であるロケ撮影等映像制作に係る規制の厳しさ、手続きの煩雑性の解決には、各規制所管が円滑かつ迅速に撮影許可を出すことができる環境を整備することが不可欠であることから、撮影現場の安全管理や撮影に係る総合調整等を行う者を札幌市長が公的に認定するリエゾンオフィサー制度を平成25年6月にも施行する予定であり、撮影許可についての知見と人脈を有する人材を創出することで撮影環境の整備を行う。</p> <p>更にリエゾンオフィサーの民業としての活動を促進するための団体設置に向けた検討の場を構築し、平成26年度の設置を促す。</p> <p>また、ロケ撮影等映像制作におけるインセンティブの欠如の解決には、平成24年度に札幌市内での映像制作を促進するための助成制度である札幌市映像制作助成金を設置したが、平成25年度には、より効果を高めるために制度の改正を行うとともに、他産業からの投資を促し、更なる映像制作を促進するためにファンドの創設の検討を行うことで金銭面での撮影環境の整備を行う。</p> <p>平成26年度以降、これらインセンティブとこれまで構築した国内外のネットワークを活用しつつ、平成27年度の数値目標達成に向け具体的な映像制作案件創出を実施していく。</p>					
	各年度の目標設定の考え方や数値の根拠等 ※定性的評価の場合は、数値の根拠に代えて計画の進行管理の方法等	<p>規制緩和等により平成27年度までには、東南アジア等から相当数の映画作品の受け入れを予定しており、この場合、直接効果68億円(ハリウッドクラス映画1本相当の撮影地での直接支出)、間接効果を含む経済効果144億円(直接効果に乗数2.12をかけて算定)と見込む。</p> <p>平成24年度には映像制作助成金の効果により、国内規模の映画1本程度の制作が行われることを想定。平成25年度は国内規模の映画2本程度、平成26年度はファンドの稼働により、国内規模の映画3本、海外中規模3本程度、平成27年度はファンドの本格稼働により国内規模13本、海外中規模9本、海外大規模10本程度の映画の制作が北海道内で行われることを想定している。(映画の規模による直接効果は1本当たり国内3千万円、海外中規模1億円、海外大規模5億円、間接効果も含めた効果額は直接効果に乗数2.12(※)をかけて算定)</p> <p>※乗数2.12はAlliance of Motion Picture Arts and Sciences(AMPAS)社によるエンタテインメント産業における間接効果も含めた効果額算出乗数を使用</p>					

<p>進捗状況に係る自己評価(進捗が遅れている場合は要因分析)及び次年度以降の取組の方向性</p>	<p>数値目標実績については、着実に成果を上げている。 特に道外からの撮影に係る経済効果の寄与が大きく、平成23年度は244件、745日の撮影実績であったが、平成24年度は298件、1,105日と大幅に増加している。 コンテンツ産業強化対策支援事業については、リエゾンオフィサー制度の調査研究や札幌市で平成25年度の創設を検討しているファンド関連の調査、国際共同制作の促進に資する海外セミナー、国際共同流通に資する海外商談会への出展を実施するとともに、札幌において、国際会議、国際コンテンツマーケット、国際共同人材ワークショップを実施した。 自治体独自の取組としては、平成24年中に、リエゾンオフィサー制度及び市役所内での撮影に関する制度化についての検討を行い、平成25年6月にも制度化を行う予定である。また、札幌でのロケ等映像制作の促進に向けた助成金制度(札幌市映像制作助成金)を構築し、更に、韓国、台湾に対して市長によるトップセールスを実施した。 映像制作環境の整備については、当初の予定よりも若干の遅れが生じているものの着実に事業を進め、平成25年度中にリエゾンオフィサーの輩出及びファンドの検討を行う。アジアを中心とした映像関係者とのネットワークの形成については、順調に事業が進捗していることから、平成25年度も引き続きこのネットワークを強化し、活用するとともに、平成25年度は道内他産業とのネットワーク及び他の国内地方都市とのネットワークを強化するための取組を展開し、札幌・北海道を中心として国内地方都市が一丸となって、地方都市の産業のブランド化と価格競争力の拡大を推進するための映像コンテンツの制作とアジアへの流通等に取り組んでいく。</p>
<p>外部要因等特記事項</p>	

※寄与度:一つの評価指標に対して複数の数値目標がある場合、それぞれの数値目標が評価指標に与える寄与度を記入してください。

■現地調査時の指摘事項及びそれに対する取組状況等

<p>[指摘事項]</p>	<p>[左記に対する取組状況等]</p>
---------------	----------------------

■目標に向けた取組の進捗に関する評価

		当初(平成22年度)	平成23年度(参考)	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	
評価指標(2) 札幌の事業者が制作した映像の海外輸出額	数値目標(2) 0.2億円⇒2.3億円	目標値		1億円	1.3億円	1.7億円	2.3億円	
		実績値	0.2億円	0.2億円	0.4億円			
	寄与度(※):-(%)	進捗度(%)		40%				
	代替指標の考え方または定性的評価 ※数値目標の実績に代えて代替指標または定性的な評価を用いる場合							
	目標達成の考え方及び目標達成に向けた主な取組、関連事業		映像の海外輸出にあたっての課題であるコンテンツ流通においてインセンティブの欠如及び営業機会の不足を解決するためには、コンテンツ販売促進のためのネットワークを構築することが不可欠である。そのため、海外のコンテンツマーケットへの出展と札幌でのコンテンツマーケットの開催により、映像コンテンツ流通における営業機会の確保とネットワークの構築を行う。 また、海外の膨大なコンテンツ需要に対応し、コンテンツ流通を促進するため、札幌・北海道のコンテンツホルダーのみならず、国内他地域のコンテンツホルダーとも協力し、流通させるコンテンツの質・量を確保していく。					
	各年度の目標設定の考え方や数値の根拠等 ※定性的評価の場合は、数値の根拠に代えて計画の進行管理の方法等		札幌の事業者が平成22年度に1か所の映像見本市で販売した額を実績として、平成23年度に見本市を4か所に拡大し、平成24年度からその効果が出るとともに、コンテンツ輸出に力を入れている韓国の輸出成長率年平均29.17%と同率で増加すると積算					
進捗状況に係る自己評価(進捗が遅れている場合は要因分析)及び次年度以降の取組の方向性		取組については、コンテンツ産業強化対策支援事業及び札幌市による3か所の国内外のコンテンツマーケット出展支援(札幌市映像コンテンツ販路拡大事業)により、順調に進捗しており、数値目標実績については、目標に届かないながらも平成24年度実績は平成23年度比2倍となっている。 また、再放送も含めるとアジアを中心とした海外での総放映時間数は1,700時間を超えており、北海道内他地域への波及効果が期待される。 今後は、数値目標達成に向けた取組として、北海道内他産業とのネットワークを強化し、海外で売れる映像コンテンツの制作を促進するとともに、国内他地域とのネットワークを強化し、海外のコンテンツ市場に国内地方都市が一丸となって対応する取組を促進していく。						
外部要因等特記事項								

※寄与度:一つの評価指標に対して複数の数値目標がある場合、それぞれの数値目標が評価指標に与える寄与度を記入してください。

■現地調査時の指摘事項及びそれに対する取組状況等

[指摘事項]	[左記に対する取組状況等]
--------	---------------

■目標に向けた取組の進捗に関する評価

		当初(平成21年度)	平成23年度(参考)	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
数値目標(3) 札幌市への外国人宿泊者実人数50万人⇒115万人	目標値			75万人	87万人	100万人	115万人
	実績値	50万人	43万人	62万人			
	寄与度(※):-(%)			83%			
代替指標の考え方または定性的評価 ※数値目標の実績に代えて代替指標または定性的な評価を用いる場合							
目標達成の考え方及び目標達成に向けた主な取組、関連事業		評価指標1及び2の達成に向けた取組を着実に実施し、国内外に対し札幌・北海道の映像を多数発信し、プロモートすることで本目標達成へ結びつける。					
各年度の目標設定の考え方や数値の根拠等 ※定性的評価の場合は、数値の根拠に代えて計画の進行管理の方法等		平成21年度外国人宿泊者実人数50万人を平成26年度100万人に増加という市長公約(年平均成長率14.8%)に対し、平成23年度が東日本大震災により大幅減となったが(平成23年度の外国人宿泊者実人数43万人)、観光庁等の風評被害対策関連事業の効果と特区の効果을併せて、平成26年度100万人の達成を目指し、さらにこの成長率を適用し平成27年度115万人を目指す。					
進捗状況に係る自己評価(進捗が遅れている場合は要因分析)及び次年度以降の取組の方向性		<p>数値目標実績については、平成23年度に東日本大震災等の影響から大幅な減少となったが、平成24年度は平成23年度と比較して、約1.4倍となっており、目標には届かないながらも堅調な伸びを示している。</p> <p>映像のプロモーション効果事例として、タイと映像制作交流により、平成24年2月に30分番組を4本製作し、タイ本国において延べ12時間放送した。この映像放映後の半年間(平成24年4～9月)でタイからの観光宿泊者が増大し、前年同期比170%増を達成し、映像のプロモーション効果が確認されているところである。</p> <p>また平成24年11月にはタイ国際航空によるバンコクー札幌直行便が就航したことを踏まえ、平成25年2月にはタイ政府観光庁と札幌市とで、映像を活用した観光プロモーション等についての趣意書の締結を行っており、今後、相互の映像プロモーションの推進により、タイからの更なる観光客増進が期待できる。</p> <p>また、平成24年10月に、台湾のテレビドラマ「白色の恋」の北海道ロケ地とロケ地周辺の観光最新情報を紹介する映像を制作し、ドラマのエンディングで放映する取組を実施し、また、白色の恋の撮影地となった場所をめぐる観光ツアーを台湾の大手旅行会社が平成24年12月から商品化を行い、当該ツアーによる団体旅行客の新たな開拓が図られたことも寄与し、平成24年度の台湾から札幌への外国人宿泊数は134,889人から199,822人と約6万5千人増となっている。</p> <p>なお、映像を活用した観光客増進に資すると考えられるリエゾンオフィサー及び地域活性化総合特別区域通訳案内士については、平成25年度中に輩出を行う。</p>					
外部要因等特記事項		タイ国際航空が平成24年11月からバンコクー札幌便を就航					

※寄与度:一つの評価指標に対して複数の数値目標がある場合、それぞれの数値目標が評価指標に与える寄与度を記入してください。

■現地調査時の指摘事項及びそれに対する取組状況等

[指摘事項]	[左記に対する取組状況等]
--------	---------------

総合特区工程表(5年間スケジュール)
 特区名:札幌コンテンツ特区

年月	H24												H25												H26												H27												H28											
	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12			
全体	制度構築												●制度化 募集 研修 認定 組合設置に向けた検討 組合設置準備会議 ●組合設置(P)												●運用開始 → 制度・研修内容のリバイスを行いつつ、特区期間中継続実施																																			
国との規制特例に係る協議	春協議												秋協議												秋協議																																			
市役所内撮影環境整備 (指定管理者関連含む)	庁内協議・ヒアリング実施												●制度化 (指定管理者募集要項への反映含む) ●新たな制度の下での撮影環境構築 (指定管理者)																																															
通訳案内士制度構築・研修	制度構築												募集 研修 認定												●制度化 ●運用開始 → 制度・研修内容のリバイスを行いつつ、特区期間中継続実施																																			
ファンド設計・運用	制度構築・調整												●制度化 ●運用開始 → 制度・研修内容のリバイスを行いつつ、特区期間中継続実施												●市・予算化																																			
事業1	●海外マーケット 出展												事前調整等海外5マーケット出展												事前調整等海外3マーケット程度出展												事前調整等海外3マーケット程度出展												事前調整等海外3マーケット程度出展											
事業2	●国内マーケット 開催												開催準備												開催												開催準備												開催											
事業3	●海外セミナー 開催・実施												事前調整等6カ所程度実施												以降は24年度で構築した関係性の深化・新規開拓を個別訪問等により行う																																			
事業4	●MOU 締結 アクション												事前調整等 個別に2カ国と締結(フィリピン・タイ)												●12か国・1地域と札幌宣言締結												以降は民間主導での取組に対する助成を実施																							
事業5	●人材育成 国際共同ワークショップ												事前調整等												実施												事前調整等												実施											
事業6	●他産業への波及 コンテンツ特区の成果波及等												事前調整等												プロダクトプレイズメント映像制作実施												以降は民間主導での取組に対する助成を実施																							

注1) 工程表の作成に当たっては、各事業主体間で十分な連携・調整を行った上で提出すること。
 注2) 特に翌年度の工程部分については詳細に記載すること。

■規制の特例措置を活用した事業の実績及び評価

特定国際戦略(地域活性化)事業の名称	関連する数値目標	事業の実施状況	直接効果 (できる限り数値を用いること)	自己評価	規制所管府省による評価
地域活性化総合特別区域通訳案内士育成等事業	数値目標(3)	札幌コンテンツ特区が目指す映像を活用した地域の活性化を実現するためには、まず札幌市における撮影環境の整備を行うことが必要であったため、平成24年度はリエゾンオフィサー制度の検討に特化して事業を行った。リエゾンオフィサー制度の施行を踏まえて平成25年度から地域活性化総合特別区域通訳案内士の輩出を行う。	本事業により育成された地域活性化総合特別区域通訳案内士がロケ地等の案内を行うことで、札幌の魅力を的確に観光客に伝えることができ、更なる観光客の増加につなげることができることから、平成25年度は30名程度の実績を見込んでいる。	平成24年度中にリエゾンオフィサー制度の検討が完了し、平成25年度早期に施行を予定しており、平成25年度中に地域活性化総合特別区域通訳案内士を輩出して地域活性化の取組を推進する体制を整えることができた。	規制所管府省名: 観光庁 <input type="checkbox"/> 特例措置の効果が認められる <input type="checkbox"/> 特例措置の効果が認められない ⇒要件の見直しの必要性あり ■ その他 <特記事項> 順調に進捗している

※関連する数値目標の欄には、別紙1の評価指標と数値目標の番号を記載してください。

■国との協議の結果、全国展開された措置を活用した事業の実績及び評価

全国展開された措置の名称	関連する数値目標	事業の実施状況	直接効果 (できる限り数値を用いること)	自己評価	規制所管府省による評価
					規制所管府省名: _____ <参考意見>

■国との協議の結果、現時点で実現可能なことが明らかとなった措置による事業の実績及び評価

現時点で実現可能なことが明らかとなった措置の概要	関連する数値目標	事業の実施状況	直接効果 (できる限り数値を用いること)	自己評価	規制所管府省による評価
道路交通法に基づく撮影に係る道路使用許可の迅速化等	数値目標(1)	北海道警察と道路を使用する撮影の手続きを円滑に進めるための知見の蓄積と今後実施するリエゾンオフィサー研修に関する協力について協議を実施した。	協議内容を踏まえた北海道警察との調整により、国内映画である「探偵はBARにいる2」の札幌市内での撮影を、車道等の一時的な通行止めを行って実施。映像制作者からは国内他地域では制作できない映像制作が実施できたと評価を受けており、本取組は、数値目標(1)の達成に資する。	「探偵はBARにいる2」の撮影については、札幌映像機構と札幌市とで近隣住民及び北海道警察との事前の調整を実施。本件のような事例を創出し知見を蓄積していくことで、道路使用許可の迅速化等を実施していく。	規制所管府省名: 警察庁 規制協議の整理番号: 474 <参考意見> 本件のような成功事例を他地域においても活かせるよう、フィルムコミッションの講習会等において警察庁から好事例として紹介するなどにより、今後も協力していく。

現時点で実現可能なことが明らかとなった措置の概要	関連する数値目標	事業の実施状況	直接効果 (できる限り数値を用いること)	自己評価	規制所管府省による評価
国有財産法に基づく撮影に係る国有財産使用許可の迅速化	数値目標(1)	国の行政財産を使用した撮影を促進する人材となるリエゾンオフィサーや札幌市独自の制度について、「リエゾンオフィサー資格制度実施要綱」や「札幌市映像制作促進要綱(別紙4参照)」の施行に向けた検討及び市役所内部署を中心として26カ所と協議を実施した。	行政機関の有する施設の中には撮影資源となるものが数多く存立することから、札幌市及び国の行政財産を撮影へ円滑に供することは、数値目標(1)の達成に資する。	平成24年度の財務省との協議の結果、国有財産法に基づく撮影に係る国有財産使用許可の迅速化等については、手続き上必要となる事務連絡の素案を札幌市において検討し、財務省へ提示することとなっていた。当該事務連絡案の検討に当たっては、リエゾンオフィサー制度や撮影に係る札幌市所管施設の使用許可の迅速化に係る制度を構築しておくことが必要であったため、平成24年度はこれらの制度設計を実施した。平成25年度早期に「リエゾンオフィサー資格制度実施要綱」や「札幌市映像制作促進要綱」(別紙4参照)を施行し、これらの制度趣旨を踏まえた事務連絡案を作成して財務省との協議を実施し、撮影に係る国有財産使用許可の迅速化についても実現を図っていく。	規制所管府省名:財務省 規制協議の整理番号:475 <参考意見>
現時点で実現可能なことが明らかとなった措置の概要	関連する数値目標	事業の実施状況	直接効果 (できる限り数値を用いること)	自己評価	規制所管府省による評価
河川法に基づく撮影に係る河川占用許可等の迅速化	数値目標(1)	北海道開発局と河川を占用する撮影の手続きを円滑に進めるための知見の蓄積と今後実施するリエゾンオフィサー研修に関する協力について協議を実施する。	本措置により、河川を占用した円滑な撮影を行えることは、数値目標(1)の達成に資する。	現行法の下で、市内でのより円滑な撮影が促進されるよう、河川を占用する撮影の手続きを円滑に進めるための知見の蓄積と今後実施するリエゾンオフィサー研修に関する協力についての理解を得ることができた。今後、蓄積された知見のマニュアル化やリエゾンオフィサー研修の講師等の協力についての協議を実施し、規制所管側の理解と撮影側の知識の向上を図ることで、河川占用許可等の迅速化を図っていく。	規制所管府省名:国土交通省 規制協議の整理番号:476 <参考意見>

現時点で実現可能なことが明らかとなった措置の概要	関連する数値目標	事業の実施状況	直接効果 (できる限り数値を用いること)	自己評価	規制所管府省による評価
道路法に基づく撮影に係る道路占用許可の迅速化	数値目標(1)	北海道開発局と道路を占有する撮影の手続きを円滑に進めるための知見の蓄積と今後実施するリエゾンオフィサー研修に関する協力について協議を実施する。	映画等大型の撮影案件の場合には特に道路を占有するケースが多く本措置により、円滑に撮影を行えることは、数値目標(1)の達成に資する。	現行法の下で、市内でのより円滑な撮影が促進されるよう、道路を占有する撮影の手続きを円滑に進めるための知見の蓄積と今後実施するリエゾンオフィサー研修に関する協力についての理解を得ることができた。 今後、蓄積された知見のマニュアル化やリエゾンオフィサー研修の講師等の協力についての協議を実施し、規制所管側の理解と撮影側の知識の向上を図ることで、道路占用許可等の迅速化を図っていく。	規制所管府省名:国土交通省 規制協議の整理番号:479 <参考意見>
現時点で実現可能なことが明らかとなった措置の概要	関連する数値目標	事業の実施状況	直接効果 (できる限り数値を用いること)	自己評価	規制所管府省による評価
道路法に基づく撮影に係る特殊車両通行許可の迅速化	数値目標(1)	協議を通じて、現行法の下でも、札幌市に統一の窓口を有し対応することが可能である旨の確認を行った。	札幌市内の道路について、特殊車両通行許可の統一申請窓口を札幌市に置くことで許可の迅速化を図ることができ、数値目標(1)の達成に資する。	現行法の下でも、札幌市に統一の窓口を有し対応することが可能である旨の確認が得られた。 今後、本取扱いについてマニュアルに掲載するとともに札幌市役所内の調整を行うことで実効性のある取組とする。	規制所管府省名:国土交通省 制協議の整理番号:480 <参考意見>
現時点で実現可能なことが明らかとなった措置の概要	関連する数値目標	事業の実施状況	直接効果 (できる限り数値を用いること)	自己評価	規制所管府省による評価
空港で行われるX線検査によらない撮影済みフィルムの保安検査の確実な実施	数値目標(1)	新千歳空港の幹事会社である日本航空と協議を実施し、暗幕検査を希望の場合、便の予約時に申し出ることに対応可能(出発の2時間前を目安)との回答を得られた。	映画等大型の撮影案件の場合にはフィルムを活用した撮影を行うケースがあり、空港での円滑な保安検査実施は、数値目標(1)の達成に資する。	X線検査によらない撮影済みフィルムの保安検査について新千歳空港の幹事会社と協議し取り扱いを決定することができた。	規制所管府省名:国土交通省 制協議の整理番号:482 <参考意見>

現時点で実現可能なことが明らかとなった措置の概要	関連する数値目標	事業の実施状況	直接効果 (できる限り数値を用いること)	自己評価	規制所管府省による評価
自然公園法に基づく撮影に係る国立公園等使用許可の迅速化	数値目標(1)	北海道地方環境事務所と国立公園等の撮影の手続きを円滑に進めるための知見の蓄積と今後実施するリエゾンオフィサー研修に関する協力について協議を実施する。	本措置により、国立公園等の円滑な撮影を行えることは、数値目標(1)の達成に資する。	現行法の下で、国立公園等での円滑な撮影が促進されるよう、知見の蓄積と今後実施するリエゾンオフィサー研修に関する協力についての理解を得ることができた。 今後、蓄積された知見のマニュアル化やリエゾンオフィサー研修の講師等の協力についての協議を実施し、規制所管側の理解と撮影側の知識の向上を図ることで、国立公園等使用許可等の迅速化を図っていく。	規制所管府省名：環境省 規制協議の整理番号：484 <参考意見> 現行法の下で円滑な手続等が行われるよう、引き続き北海道地方環境事務所との事前相談・事前協議を行っていただきたい。

■上記に係る現地調査時指摘事項

[指摘事項]	[左記に対する取組状況等]
--------	---------------

■財政・税制・金融支援の活用実績及び自己評価（国の支援措置に係るもの）

財政支援措置の状況						
事業名	関連する数値目標	年度	H23	H24	累計	自己評価
コンテンツ産業強化 対策支援事業	数値目標（1） 数値目標（2）	財政支援要望	(千円)	173,329(千円)	173,329(千円)	<p>総合特区調整費及び自治体予算を活用することで予定通り事業を推進することができた。</p> <p>具体的には、</p> <p>(1) 札幌市で認定を行う撮影現場の安全管理や撮影に係る総合調整等を行う者であるリエゾンオフィサー制度の調査研究や札幌市で平成25年度の創設を検討しているファンド関連の調査。</p> <p>(2) 国際共同制作やコンテンツ流通、人材育成までを視野に入れながらアジアとの連携を図るための海外セミナー（釜山、台湾、香港、フィリピン、シンガポール、ムンバイ、ゴアの7カ所）の実施。</p> <p>(3) 国際共同流通に資する海外商談会（釜山、香港、フィリピン、ムンバイ、ゴアの5カ所）への出展。</p> <p>(4) 札幌で、アジア12か国・1地域の映像分野の政策担当者等を招聘した会議や日本の地域映像の促進を図るコンテンツマーケット、Asian Film Commissions Networkと連携した共同人材ワークショップを実施。</p> <p>特に（4）のコンテンツマーケットには北海道や国内他地域のテレビ局・映像制作会社15社が参加。札幌・北海道だけでなく、国内他地域の映像コンテンツの売り上げ増進につなげることができた。また、ブータンやミャンマー等、映像コンテンツの分野でつながりのなかった国と深い関係を構築することができた。</p> <p>今後は、平成24年度に構築した映像産業に係るアジアとのネットワークを強化・活用するとともに、道内他産業とのネットワーク及び他の国内地方都市とのネットワークを強化するための取組を展開し、札幌・北海道を中心として国内地方都市が一丸となって、地方都市の産業のブランド化と価格競争力の拡大を推進するための映像コンテンツの制作とアジアへの流通等に取り組んでいく。</p>
		国予算(a) (実績)	(千円)	161,544(千円)	161,544(千円)	
		自治体予算(b) (実績)	(千円)	14,040(千円)	14,040(千円)	
		総事業費(a+b)	(千円)	175,584(千円)	175,584(千円)	

税制支援措置の状況						
事業名	関連する数値目標	年度	H23	H24	累計	自己評価
該当なし		件数				

金融支援措置の状況						
事業名	関連する数値目標	年度	H23	H24	累計	自己評価
該当なし		件数				

■上記に係る現地調査時指摘事項

[指摘事項]	[左記に対する取組状況等]
--------	---------------

地域独自の取組の状況及び自己評価（地域における財政・税制・金融上の支援措置、規制緩和・強化等、体制強化、関連する民間の取組等）

■財政・税制・金融上の支援措置

財政支援措置の状況				
事業名	関連する数値目標	実績	自己評価	自治体名
札幌市映像制作助成金	数値目標（1）	<p>海外から5件（タイ3件、インド1件、台湾1件）、国内から1件の映像制作に対する助成を実施。</p> <p>1 台湾（平成24年10月） 内容：台湾で放送されたテレビドラマ「白色の恋」の北海道ロケ地とロケ地周辺の観光最新情報を紹介</p> <p>2 タイ（平成24年11月） 内容：タイで開催される「北海道フェア」にあわせて、食、文化等の側面から札幌市を紹介</p> <p>3 タイ（平成25年1月） 内容：タイで著名な車いすのキャスターが「障害者にも優しい冬の札幌の魅力」を紹介</p> <p>4 インド（平成25年2月） 内容：インドの経済専門チャンネルにて、北海道の農業技術を紹介</p> <p>5 タイ（平成25年2月） 内容：さっぽろ雪まつりにおいて、タイの著名人の雪像を制作し、本人をその場に招く他、市内の魅力を紹介</p> <p>6 日本（平成25年5月公開（撮影：平成24年9月）） 内容：邦画「探偵はBARにいる2」</p>	<p>平成24年度からの制度施行であったが、一定の実績を上げている。</p> <p>平成25年度には、リエゾンオフィサーの関与を必須とするとともに、海外からの撮影隊の航空賃・宿泊代の助成の増額を行い、新たに審査会を実施することにより、より効果的な映像制作案件を採択することとする。</p>	札幌市
映像コンテンツ販路拡大事業	数値目標（2）	<p>国内1カ所及び海外2カ所の映像コンテンツマーケット（東京、シンガポール、香港）への出展を実施。</p> <p>札幌コンテンツ特区の取組による総露出時間：1,732.5時間</p>	<p>国の財政支援と連携することにより一定の実績を上げている。</p> <p>平成25年度も事業間のより一層の連携を図る。</p>	札幌市
税制支援措置の状況				
事業名	関連する数値目標	実績	自己評価	自治体名
金融支援措置の状況				
事業名	関連する数値目標	実績	自己評価	自治体名

■規制緩和・強化等

規制緩和				
取組	関連する数値目標	直接効果（可能であれば数値を用いること）	自己評価	自治体名
リエゾンオフィサー資格制度実施要綱設置に向けた検討	数値目標（1）	<p>撮影現場の安全管理や撮影に係る総合調整等を行う者（リエゾンオフィサー）が関与している撮影については現場の安全や撮影資源の適切な保全が図られることが見込まれる。こうした者を札幌市が公的にリエゾンオフィサーとして認定することで、撮影に係る各種許可権限者が許可を出しやすい環境が整うこととなり、許可の迅速化が図られることが期待される。</p> <p>「映像制作促進要綱」と「リエゾンオフィサー資格制度実施要綱」の施行により、リエゾンオフィサーが関与する撮影については、札幌市所管施設を使用した撮影の許可の迅速化等の札幌市独自のメリットが付与される。</p> <p>本要綱案の検討に当たっては、26カ所の市役所内部署等との協議を実施し、各部署の意識醸成が図られた。</p>	<p>コンテンツ産業強化対策支援事業を活用してカナダ等諸外国の制度を調査し、平成24年度中にリエゾンオフィサー制度の設計を完了した。平成25年6月中に特区推進本部の決定を経て、要綱を制定する予定。</p> <p>平成24年度の国と地方の協議会における合意内容を踏まえ、撮影に係る各種許可権限者である国の出先機関に対しても、リエゾンオフィサーが関与する撮影について迅速な対応を期すよう協力を求めている。</p>	札幌市
映像制作促進要綱設置に向けた検討	数値目標（1）	<p>本要綱の制定により、札幌市所管施設を使用した撮影の許可の迅速化が図られると共に、札幌市所管施設を撮影に使用する際のルール、撮影に当たってリエゾンオフィサーが果たす役割等が明確化される。</p> <p>本要綱案の検討に当たっては、26カ所の市役所内部署等との協議を実施し、各部署等の意識醸成が図られた。</p> <p>例えば市地下鉄・市電等の公共交通を使用した撮影許可申請については一元的な窓口が平成24年度に設置された。</p>	<p>市役所等が一体となって札幌市所管施設における撮影環境の改善を図る体制が平成24年度中に整った。</p> <p>平成25年6月中に特区推進本部の決定を経て、要綱を制定する予定。</p> <p>要綱の制定により、大通公園や市地下鉄・市電などの魅力的な撮影資源を円滑に使用することが可能となる。</p>	札幌市
規制強化				
取組	関連する数値目標	直接効果（可能であれば数値を用いること）	自己評価	自治体名
その他				
取組	関連する数値目標	直接効果（可能であれば数値を用いること）	自己評価	自治体名
映像制作関連団体に対する説明会の実施	数値目標（1）	札幌市内の主だった映像制作関連団体、2団体に対して説明会を実施	<p>国との協議で明らかになった撮影におけるルールについて、周知・意見交換を通じて、業界団体等への認識を高めることができたことから、平成25年度も継続して開催する予定。</p>	札幌市

■体制強化、関連する民間の取組等

体制強化	札幌市経済局内に特区推進担当課を設置 札幌市コンテンツ特区推進本部を札幌市長、全副市長、札幌市役所内所管局長を構成員とした会議体として拡充
民間の取組等	一般財団法人さっぽろ産業振興財団内（札幌市が主たる出資者である一般財団法人）に特区推進組織である札幌映像機構を設置

■上記に係る現地調査時指摘事項

[指摘事項]	[左記に対する取組状況等]
--------	---------------